

## 東金市子ども・子育て会議傍聴要領

平成26年4月1日

### (この要領の目的)

第1条 この要領は、東金市子ども・子育て会議の傍聴人に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、15人とする。

### (傍聴の申込み)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催日の前日までに市に届けたうえで、当日会場にて申込みを行い、受付で所定の受付簿に住所、氏名を記入しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物、棒、杖その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
  - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
  - (7) 酒気を帯びていると認められる者
  - (8) 異様な服装をしている者
  - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し事務局をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話等の通信機器は電源を切るか、着信音を発しない措置をとること。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は会議で秘密会とする議題があったときは、会長の指示により速やかに退場しなければならない。

(会長及び事務局の指示)

第8条 傍聴人は、会長及び事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(要領の施行日)

第10条 この要領は、平成26年4月1日から施行する。